

## 議案第41号 令和5年度国民健康保険会計補正予算及び繰越明許について (国保システム改修)

### 1 補正理由

令和5年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、公布日から1年6か月以内の政令で定める日（最遅で令和6年12月8日）に、マイナンバーカードと保険証の一体化（保険証の廃止）が実施される。

本市において、これに係るシステム改修を行う必要があり、また、令和5年11月10日に閣議決定された国の補正予算案の中に、システム改修対応のための必要額が計上されたことから、国費を財源として、システム改修に係る所要額を補正する。

なお、令和6年秋までに改修を終える必要があり、開発期間を踏まえ令和5年度に改修に着手するが、業務完了が令和6年度となることため、繰越明許を行う。

### 2 システム改修概要

- 保険証が廃止されることに伴い、「資格確認書」などの新たに必要となる帳票の管理・出力機能を付与する。
- 全国の国民健康保険に関する情報を管理する「国保情報集約システム」への連携情報の追加、修正等を実施する。
- その他、制度改正に必要な所要の改正を実施する。

改修費	補正金額	財源	開発期間
77,000千円	77,000千円	特定財源	約9か月 (令和5～6年度にかけて改修を実施)

### 3 スケジュール

令和6年1月 契約・改修開始

令和6年9月 システム改修完了

※ 保険証の廃止は最遅で令和6年12月8日だが、国は令和6年秋の実施を目指すとしているため、令和6年9月までに改修を完了させる必要あり。